

入札説明書

中信森林管理署の上高地治山事業所詰所修繕工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日 令和8年7月2日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 高塚 慎司
長野県松本市島立 1256-1

3. 工事概要

- (1) 工事名 上高地治山事業所詰所修繕工事
- (2) 工事場所 長野県松本市安曇 4468
- (3) 工事内容 別冊の仕様書及び工事内訳書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第9条に定める対象工事であり、第1項の契約書案提出前に建設リサイクル法12条第1項の規定に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) その他
ア 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)等の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：〒390-0852 長野県松本市島立 1256-1

中信森林管理署 総務グループ

IP 電話 050-3160-6050

メールアドレス：chushin.d.f.o@maff.go.jp

- ・受付時間：9時00分から17時00分までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は除く。

イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに

利用者登録を行った IC カードである。

4. 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 7・8 年度中部森林管理局競争参加有資格者名簿のうち、「建設工事」の業種区分「建築一式工事」の一般競争参加資格の認定を受けている者であって「C 等級」又は「D 等級」の者であること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局の一般競争参加資格の再認定を受けた者であること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 平成 23 年度以降に元請として、国又は地方公共団体等(都道府県、市町村、財団又は社団法人)が発注する以下に示す同種工事のいずれかを施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、総合治山事業所長及び治山センター所長(以下、「森林管理局長等」という。)が発注した工事に係る実績である場合であっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成 10 年 3 月 31 日付 10 林野管第 31 号林野庁長官通知)第 4 の 3 の規定する工事成績評定表の評価点合計(以下「評定点」という。)65 点未満であるものを除く。

經常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：建物の新築・改修工事全般

- (5) 建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者で、次に掲げる基準を満たす資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置すること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)、工事を全面的に一時中止している期間、工場制作のみが行われている期間及び工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の現場配置は要しない。

- 1) 資格はアからエまでのいずれかを有し、オ及びカの要件を満たしている者。

ア 1 級土木施工管理技士若しくは 2 級土木施工管理技士(土木)

イ 1 級建築施工管理技士若しくは 2 級建築施工管理技士(建築、躯体仕上げ)

ウ 技術士(建設部門又は総合技術管理部門(建設))

エ 国土交通大臣が認める実務経験年数等を有する者

オ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

カ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料の受付日以前に 3 ヶ月以上ある者。

キ 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記アからオのいずれかの資格及びカ要件を満たしていること。

2) 平成23年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が森林管理局長等の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満であるものを除く。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)「物品の製造契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平成27年10月1日付27林政第373号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 森林管理局長等が発注した工事等で、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年度間に完成・引き渡しされた工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均点が65点以上であること。

(8) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、長野県内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団が、実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務
- (13) 請負事業体等における重大な事故や労働災害(下請者が起こしたものも含む。)からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記 4. (8)の「上記 3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- 該当なし
- (2) 上記 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人的面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記 4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 上記 4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記 4. (1)、(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記 4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- (2) 申請書等の提出期限、場所及び方法
- 申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。
- ただし、紙入札方式の場合は持参すること。
- ・ 電子入札システムによる提出の場合：
 - ア 提出期間： 令和 8 年 7 月 3 日から令和 8 年 7 月 16 日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 条)第 1 条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。) 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。(ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。)
 - イ 提出方法： 電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」(様式 1)、「資料」(表紙 1-1 及び別記様式 1-1、2、3)及び「工程表」(様式 4)をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書等の合計ファイル容量が 10MB を超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、電子メール(電子メール送信容量は 7MB 以内とする。)(締切期限必着)で提出

すること。

郵送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールで送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

また、郵送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式は自由)を電子入札システムより、申請書及び資料として送信すること。

- (ア) 郵送又は電子メールで提出する旨の表示
- (イ) 郵送又は電子メールで提出する書類の目録
- (ウ) 郵送又は電子メールで提出する書類のページ数
- (エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号、電子メールアドレス

郵送又は電子メールで提出する場合の送付先は上記3.(6)のアに同じ。

ウ ファイル形式：電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション
 - PDF ファイル Acrobat D C 以下
 - 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
 - 圧縮ファイル ZIP 形式

・ 紙入札方式による提出の場合：

ア 提出期間： 令和8年7月3日から令和8年7月16日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）9時00分から17時00分まで。

イ 提出場所： 〒390-0852 長野県松本市島立 1256-1
中信森林管理署 総務グループ
IP 電話 050-3160-6050

(3) 競争参加確認申請書は、次により作成すること。

ア 施工実績(様式2)

上記4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を1件記載すること。(一方の要件に係る実績のみの場合は、同種工事の実績と見なさないので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件で良い。)

イ 配置予定技術者(様式3)

上記4.(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することとし、他の工事の従事状況において、国・県・市町村・民間の別、専任又は非専任の別にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することができる。その場合の審査については、候補技術者のうち資格・実績等の評価が最も低い者について評価する。

また、同一技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とすることは差し支えないものとする。

るが、他の工事を落札又は落札予定となったことにより記載した技術者を配置することが出来なくなったときは、直ちに競争参加資格確認申請の取り下げ又は入札辞退を書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

同種工事の経験については、要件が複数の場合は、要件毎にそれぞれ1件経験を記載すること(一方の要件に係る実績のみの場合は、同種工事の実績とみなさないので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件で良い。)ただし、実際の施工にあたって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により、主任技術者を及び管理技術者を変更(17. 参照)できるものとする。

ウ 添付資料

様式2の施工実績については、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、その内容が①、②が確認できる場合は、工事カルテの写しを施工証明書とすることができる。

様式3の配置予定技術者の工事経験については、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事が確認できる書類の写し、③監理技術者、主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し(施工計画等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。なお、工事カルテの写し、(①、②、③が確認できる部分)を施工証明書とすることができる。

なお、様式2(施工実績)、様式3(配置予定技術者施工実績)においては、それぞれ同種工事の公共工事について、工事成績評価通知書がある場合は、配置予定技術者が該当する全ての写しを添付すること。

また、様式3には、配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写し及び本店、支店、又は営業所等の専任技術者として登録された者の氏名が確認できる資料を添付すること。

エ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料を添付すること。

(一般競争(指名競争)参加資格確認申請書で中部森林管理局長から通知している「資格確認通知書」の写しでも良い。)

オ 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務(当該届出の義務がない者を除く。)を履行していることが確認できる直近の建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第2条の4に規定する通知書(総合評定値通知書)の写しを添付すること。

カ 工程表の提出

工程表は(様式4)により記載すること。

- (4) 上記(2)に規定する提出期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。
- (5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムに

よる申請者には電子入札システムにより、紙入札方式の申請者には競争参加資格確認通知書により参加資格の有無を令和8年7月21日までに通知する。通知において参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(6) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書は返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

7. 競争参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- ア 提出期限： 令和8年7月30日 17時00分まで。
ただし、上記期間内の休日を除く9時00分から17時00分までの毎日
- イ 提出場所： 上記3.(6)のアに同じ。
- ウ 提出方法： 電子メール又は書面を持参することにより提出すること。提出後、提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認めるが、郵送又は電子メール等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和8年8月10日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答する。

(3) 上記(1)の理由の説明を求める書面及び上記(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

- ア 閲覧時期： 回答日から1ヶ月
- イ 閲覧場所： 上記3.(6)のアに同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い書面(任意様式)により再苦情の申し立てることができる。

- ア 提出期限： (2)の回答書を受け取った日から休日を除く7日以内
- イ 提出場所： 上記3.(6)のアに同じ。
- ウ 提出方法： 電子メール又は書面を持参することにより提出すること。

(5) 再苦情の申し立てについては、中部森林管理局入札監視委員会において審議する。

(6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申し立てがあった者に対して(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して休日を除く7日以内に書面により回答する。

- ア 申し立てが認められないときは、苦情申し立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申し立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

8. 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

(1) この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合は、次に従い、書面(任意様式)により提出すること。

ア 受領期間： 令和8年7月3日から令和8年8月1日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
ただし、下記9.のなお書きにより入札日を変更した場合は、競争参加資格確認
通知書により通知する。

イ 提出場所： 上記3.(6)のイに同じ。

ウ 提出方法： 電子メール又は書面の持参により提出すること。紙入札方式の者は、書面を持
参することにより提出するものとし、郵送又は電子メール等によるものは受け付
けない。

(2) 上記(1)の質問に対する回答は書面により行う。また、質問及び回答書の写しを次のとおり閲
覧に供するとともに、中部森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

ア 閲覧期間： 令和8年8月2日から令和8年8月5日まで。

休日を除く毎日9時00分から17時00分まで

イ 閲覧場所： 上記3.(6)のイに同じ。

9. 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時

電子入札システムによる入札(締め切りは9時30分)及び紙入札の締め切り、開札は、令和8
年8月6日(木)9時30分に中信森林管理署入札室にて行う。

なお、日時を変更する場合は、電子入札システム又は競争参加資格確認通知書により変更日時
を通知する。

(2) 入札及び開札場所

〒390-0852 長野県松本市島立 1256-1 中信森林管理署入札室

(3) 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格
があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

10. 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書
は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵
送等による提出は認めない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加
算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって
落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で
あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するこ
と。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金： 免除

(2) 契約保証金： 納付（保管金の取扱店 日本銀行松本支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 中信森林管理署）。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

12. 工事費内訳書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。

工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。）の上、数量、単価、金額等を明らかにすること。

なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

・ 電子入札方式の場合

ア 提出方法： 工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

イ 郵送について： 工事費内訳書が 10MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送（締切期限必着）で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(ア) 郵送等する旨の表示

(イ) 郵送等する書類の目録

(ウ) 郵送等する書類のページ数

(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は上記 3. (6) のアに同じ。

ウ ファイル形式： 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記 6. (2) のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

・ 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。分任支出負担行為担当官等は提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

なお、当該工事費内訳書が次の各号に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

ア 工事費内訳書を無効とするもの

(ア) 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- 1) 工事内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- 2) 工事内訳書とは無関係な書類である場合
- 3) 他の工事内訳書である場合
- 4) 白紙である場合
- 5) 工事内訳書が特定できない場合
- 6) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

(イ) 記載すべき事項が欠けている場合

- 1) 内訳の記載が全くない場合
- 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

(ウ) 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- 1) 他の工事内訳書が添付されていた場合

(エ) 記載すべき事項に誤りがある場合

- 1) 発注者名に誤りがある場合
- 2) 工事名に誤りがある場合
- 3) 提出業者名に誤りがある場合
- 4) 工事内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

- (5) 提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあつては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

14. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに中部森林管理局署等競契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかになった場合には、落札を取り消すものとする。なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格がある旨確認された者であつ

ても、開札の時ににおいて上記 4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) (1)において、最低価格の者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、郵便入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

16. 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、支出負担行為担当官等に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(任意様式)により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限： 落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 7 日以内(休日を除く。)
 - イ 提出場所： 上記 3. (6) のアに同じ。
 - ウ 提出方法： 持参又は郵送による(郵送による場合は提出期限必着)。
- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、(1) のアの提出期限の翌日から起算して 7 日(休日は除く。)以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1) の理由の説明をを求める書面及び(2) の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
 - ア 閲覧期間： (2) の回答日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までの休日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分までの毎日(12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。)
 - イ 閲覧場所： 上記 3. (6) のアに同じ。
- (4) (2) の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い、書面(任意様式)により再苦情を申し立てることができる。
 - ア 提出期限： (2) の回答書を受け取った日から 7 日以内(休日を除く。)
 - イ 提出場所： 上記 3. (6) のアに同じ。
 - ウ 提出方法： 持参又は郵送による(郵送による場合は提出期限必着)。
- (5) 苦情の再申立てについては、中部森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 支出負担行為担当官等は、再苦情の申立てがあった者に対して、(5) の入札監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。
 - ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。
 - イ 申立てが認められないときは、支出負担行為担当官等が講じようとする措置の概要。

17. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、「工事实績情報システム(CORINS)」等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者等を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

18. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件

- (1) 前金払： 有
- (2) 中間前払及び部分払： 無

20. 関連情報を入手するための照会窓口

- (1) 上記3.(6)のAに同じ。

21. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記6.(3)のイの資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考にすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
農林水産省電子入札ヘルプデスク
受付時間：9時から16時
電 話：048-254-6031
e-mail：help@maff-ebic.go.jp
- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を

送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開催状況を電話等により連絡することがある。

- (9) 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等について

工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてはならない。

- (10) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

- (11) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- (12) 国有林野事業工事請負契約約款については、当局ホームページを参照すること。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局ホームページ

(http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html)

発注者綱紀保持をご覧ください。

農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。